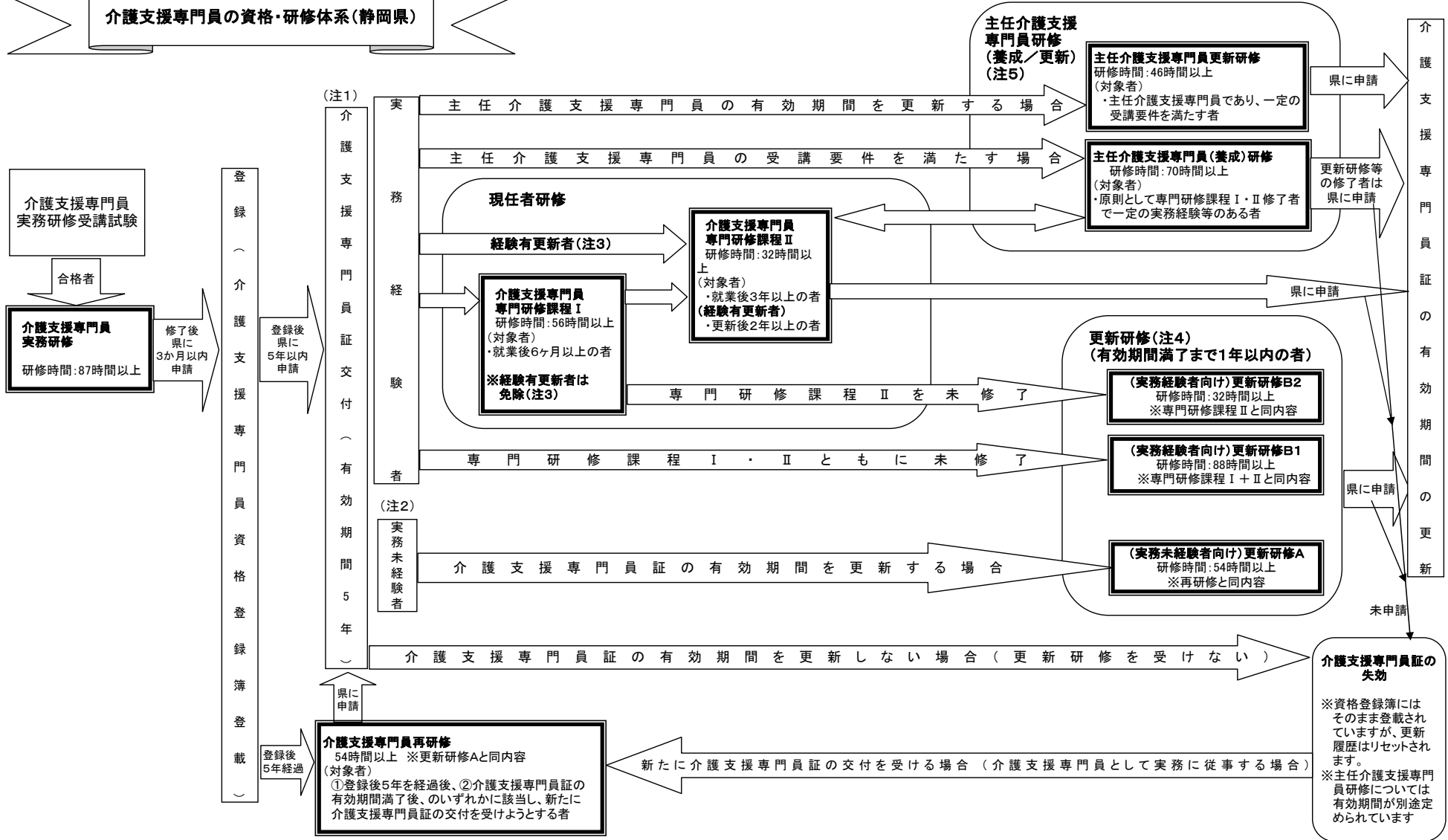


# 介護支援専門員の資格・研修体系(静岡県)



(注1) 介護支援専門員として実務に従事するには、**有効期間内**の介護支援専門員証(顔写真付)の交付を受けていることが必要です。  
 (注2) 「実務経験者」とは、**現に有する介護支援専門員証の有効期間内**に、介護サービス計画または介護予防サービス計画の作成者、居宅介護支援事業所の管理者、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の経験のある方をいいます。  
 (注3) 実務経験者として介護支援専門員証の更新歴のある方を「**経験有更新者**」とします。この方は、「専門研修課程Ⅰ」が免除されます。ただし、前回、更新研修Aで介護支援専門員証を更新した方は免除されません。  
 (注4) **現に有する介護支援専門員証の有効期間内**に専門研修課程Ⅰ又はⅡを修了した方は、更新研修から専門研修課程Ⅰ又はⅡ相当が免除されます。なお、「更新研修B1」は専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、「同B2」は専門研修課程Ⅱと同内容です。  
 (注5) 主任介護支援専門員(養成)研修を修了していても、更新に必要な研修を修了していなければ、介護支援専門員証の有効期間を更新することはできません。